

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定によつて、庄原市土地改良区、庄原市西城町土地改良区、比婆郡口和町土地改良区、比婆郡比和町土地改良区、比婆郡高野町土地改良区の合併を令和五年四月一日認可した。

合併により、定款を変更し合併後も存続する土地改良区及び解散する土地改良区は、次のとおりである。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの認可の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和五年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 定款を変更し合併後も存続する土地改良区

庄原市土地改良区

二 解散する土地改良区

庄原市西城町土地改良区

比婆郡口和町土地改良区

比婆郡比和町土地改良区

比婆郡高野町土地改良区